

○宇部市社会教育委員に関する条例

昭和二十五年四月二十四日

条例第二十号

(設置)

第一条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十五条第一項の規定に基づき、宇部市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(委嘱の基準)

第二条 委員は、次に掲げる者のうちから宇部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- 一 学校教育及び社会教育の関係者
- 二 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- 三 学識経験者

第三条 委員の定数は、二十人以内とする。

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解嘱)

第五条 教育委員会は、特別の事情があると認めたときは、委員の任期中でもこれを解嘱することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会規則で定める。